

整理番号	28
契約番号	29農振財契第938号
件名	液体窒素製造装置の購入
納入場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎(東京都青梅市新町6-7-1)
概要	<p>液体窒素製造装置の購入</p> <p>○液体窒素製造装置 1台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気中の空気を利用して液体窒素を自動製造・停止する装置一式であること。 ・高圧ガス保安法に対応した装置であること。 ・液体窒素の製造および製造した液体窒素の貯蔵にかかる一切の設備を含み、外部へ液体窒素を取り出すための電動装置が付属すること。 ・製造装置一式と連動する酸素濃度警報器が取り付け可能であること。 ・液体窒素の製造が直ちに行える状態で納品・設置すること。 ・装置一式は随意の場所に移動可能のものであること。 ・液体窒素発生能力(50Hz) 6L/日以上 ・製造した液体窒素の貯蔵量 30L以上 <p>(詳細は別紙仕様書のとおり)</p>
納入期限	平成30年3月30日(金)
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	<p>①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者</p> <p>①東京都における平成29・30年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)</p> <p>②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者</p>
現場説明会	実施しない
入札予定日時	平成29年12月5日(火) 午前10時00分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 講堂(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	平成29年11月13日(月)から同月17日(金)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の提出書類	<p>(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印)</p> <p>(2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入)</p> <p>(3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「平成29・30年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「平成29・30年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し</p> <p>○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)</p> <p>(1)から(3)までを提出してください。</p>
備考	<p>(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。</p> <p>(2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。</p> <p>(3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</p> <p>(4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。</p> <p>(5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。</p> <p>(6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。</p> <p>(7) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行わないこと。</p> <p>(8) 入札の結果については、公表しますので、予めご了承ください。</p>
入札に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 星野</p> <p>住所 東京都立川市富士見町3-8-1</p> <p>電話 042-528-0505 FAX 042-522-5397 HPアドレス: http://www.tokyo-aff.or.jp/</p>
仕様内容に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 畜産技術科 【担当】 鈴木</p> <p>住所 東京都青梅市新町6-7-1</p> <p>電話 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474 HPアドレス: http://www.tokyo-aff.or.jp/</p>

仕 様 書

1 件名

液体窒素製造装置の購入

2 納入期限

平成 30 年 3 月 30 日

3 納入場所

公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎
東京都青梅市新町六丁目 7 番 1 号

4 購入物件

液体窒素製造装置 1 台

5 仕様内容

- ・大気中の空気を利用して液体窒素を自動製造・停止する装置一式であること。
- ・高圧ガス保安法に対応した装置であること。
- ・液体窒素の製造および製造した液体窒素の貯蔵にかかる一切の設備を含み、外部へ液体窒素を取り出すための電動装置が付属すること。
- ・製造装置一式と連動する酸素濃度警報器が取り付け可能であること。
- ・液体窒素の製造が直ちに行える状態で納品・設置すること。
- ・装置一式は随意の場所に移動可能のものであること。
- ・高圧ガス保安法にかかる申請の一切を行うこと。

項目	規格
液体窒素発生能力(50Hz)	6L/日以上
電力	AC100V 単相
製造した液体窒素の貯蔵量	30L 以上
冷却仕様	フロンガス不使用
冷却水	不要であること
他の機器への自動供給	対応可能であること
装置にかかる消耗部品の交換	1 か月以内

6 支払方法

納品完了後に提出される納品書に基づき完了検査を行い、合格と認定した後、適法な支払請

求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

7 その他

- (1) 納品を実施する際に、納品日を担当職員に連絡したうえで納品すること。
- (2) 作業エリア内では、防疫等の指示を受けた場合は職員の指示に従うこと。
- (3) この仕様に定めない事項については、財団との協議により別途決定する。
- (4) 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ①ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別処置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- ③低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

8 担 当

〒198-0024 東京都青梅市新町六丁目7番1号

公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター畜産技術科 鈴木

TEL 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474